

社会福祉法人もみの木福社会行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図ることを目的として、子育て支援等職場環境整備を行うため、一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年9月1日～2027年3月31日

2. 内容

目標1：男性職員のうち、配偶者が出産した男性職員の総数に対して、育児休業等を取
得した職員の割合を10%以上とすること。

<対策>

- 令和 4年10月～ 館内掲示・ホームページ等を活用した行動計画の周知を行う
- 令和 5年 2月～ 管理職への働きかけ及び対象職員への制度の説明、取得の促進

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、制度周知や情報提供、相談
体制の整備を行う。

<対策>

- 令和 4年10月～ 相談窓口に女性スタッフを配置する。
- 令和 5年 2月～ 所定外労働の削減のための措置を実施する。